

**関税法に基づく税関職員による郵便物の輸出入の簡易手続として行われる
無令状検査等が憲法 35 条の法意に反しないとされた事例**

- 【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 平成 28 年 12 月 9 日
【事件番号】 平成 27 年（あ）第 416 号
【事件名】 覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件
【裁判結果】 上告棄却
【参照法令】 憲法 35 条、関税法 76 条（平成 24 年法律第 30 号による改正前）・
105 条（平成 23 年法律第 7 号による改正前）
【掲載誌】 裁時 1666 号 10 頁

LEX/DB 文献番号 25448314

事実の概要

東京税関東京外郵出張所の税関職員が、郵便事業株式会社（現在の日本郵便株式会社）東京国際支店内にある EMS・小包郵便課検査場において、イラン国内から東京都内に滞在する外国人に宛てて発送された本件郵便物につき、品名が分からなかったことなどから、輸入禁制品の有無等を確認するため、本件郵便物の外装箱を開披した。その上で、ビニール袋の中にプラスチック製ボトルが 2 本入っているのを目視で確認し、両ボトルにつき TDS 検査を行ったところ¹⁾、両ボトルから覚醒剤反応を得た。そこで、同出張所の審理官に本件郵便物を引き継ぎ、同審理官は鑑定室に持ち込んで外装箱から両ボトルを取り出し、ボトルの外蓋、内蓋を開け、中に入っていた白色だ円形固形物を取り出して重量を量り、その様子を写真撮影するなどした後、上記固形物の破砕片からごく微量を取り出し、麻薬試薬と覚醒剤試薬を用いて仮鑑定を実施した。その結果、陽性反応を得たため、同税関調査部を通じ、同税関業務部分析部門に鑑定を依頼した。同調査部職員は、上記固形物の破片微量を持ち帰り、同審理官は、本件郵便物を同出張所内の鑑定室に保管していたが、前記鑑定の結果、覚醒剤であるとの連絡を受けて、同税関調査部に対し、摘発事件として通報した。この通報を受け、同税関調査部の審議官は、差押許可状を郵便事業株式会社職員に提示して、本件郵便物を差し押さえた。被告人側は、捜査目的の下で、本件郵便物の発送人又は名宛人の同意なく、裁判官の発する令状もなく、税関職員が本件郵便物を破

壊、内容物を消費して鑑定した点で、プライバシー権及び財産権を侵害しており、憲法 35 条が許容しない強制処分²⁾に該当し、上記覚醒剤等を証拠排除すべきだとして、証拠排除を否定した第一審判決及び原判決を受けて上告した。

判決の要旨

事件時の関税法 76 条・105 条 1 項は、郵便物の輸出入の簡易手続の対象となる郵便物中にある信書以外の物について、税関職員に必要な検査をさせるものとする³⁾と定めており、郵便事業株式会社は当該郵便物の税関長への提示義務、税関職員がその職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、郵便物を含む外国貨物等の検査及び郵便物の輸出入の簡易手続における検査の際の見本採取を認めている。これら本件各規定は「関税の公平確実な賦課徴収及び税関事務の適正円滑な処理という行政上の目的を、大量の郵便物について簡易、迅速に実現するための規定であると解される。そのためには、税関職員において、郵便物を開披し、その内容物を特定するためなどに必要とされる検査を適時に行うことが不可欠であって、本件各規定に基づく検査等の権限を税関職員が行使するに際して、裁判官の発する令状を要するものとはされておらず、また、郵便物の発送人又は名宛人の承諾も必要とされていない」。「憲法 35 条の規定は、主として刑事手続における強制につき、司法権による事前抑制の下に置かれるべきことを保障した趣旨のものであるが、当該手続が刑事責任追及を目的とす

るものではないとの理由のみで、その手続における一切の強制が当然に同規定による保障の枠外にあると判断することは相当でない。「本件各規定による検査等は、前記のような行政上の目的を達成するための手続で、刑事責任の追及を直接の目的とする手続ではなく、そのための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有するものでもない。また、国際郵便物に対する税関検査は国際社会で広く行われており、国内郵便物の場合は異なり、発送人及び名宛人の有する国際郵便物の内容物に対するプライバシー等への期待がもともと低い上に、郵便物の提示を直接義務付けられているのは、検査を行う時点で郵便物を占有している郵便事業株式会社であって、発送人又は名宛人の占有状態を直接的物理的に排除するものではないから、その権利が制約される程度は相対的に低いといえる。また、税関検査の目的には高い公益性が認められ、大量の国際郵便物につき適正迅速に検査を行って輸出又は輸入の可否を審査する必要があるところ、その内容物の検査において、発送人又は名宛人の承諾を得なくとも、具体的な状況の下で、上記目的の実効性の確保のために必要かつ相当と認められる限度での検査方法が許容されることは不合理といえない。前記認定事実によれば、税関職員らは、輸入禁制品の有無等を確認するため、本件郵便物を開披し、その内容物を目視するなどしたが、輸入禁制品である疑いが更に強まったことから、内容物を特定するため、必要最小限度の見本を採取して、これを鑑定に付すなどしたものと認められ、本件郵便物検査は、前記のような行政上の目的を達成するために必要かつ相当な限度での検査であったといえる。このような事実関係の下では、裁判官の発する令状を得ずに、郵便物の発送人又は名宛人の承諾を得ることなく、本件郵便物検査を行うことは、本件各規定により許容されていると解される」。このように解しても、憲法 35 条の法意に反しないことは、最大判昭 47・11・22 (刑集 26 巻 9 号 554 頁)、最大判平 4・7・1 (民集 46 巻 5 号 437 頁) の趣旨に徴して明らかである。本件郵便物検査は、犯則事件調査や捜査として行われたものではなく、証拠能力を認めた第一審判決及びこれを是認した原判決の判断は正当である。

判例の解説

一 本件は、関税法に基づく郵便物の輸出入の簡易手続の際に行われる、税関職員による検査(以下、本件税関検査)が憲法 35 条の法意に反しない旨を初めて説示した判例であり、意義がある。本判決は、本件税関検査が憲法 35 条の法意に反しないとの結論を導くにあたって、明示的に理由に挙げている事情は、(1) 税関検査の目的、(2) 被制約利益たる発送人・名宛人の有する国際郵便物の内容物に対するプライバシー等への期待が低下していること、発送人・名宛人の占有状態を直接的物理的に排除するものではないこと、(3) これら利益と検査の必要性との衡量である。本件税関検査の目的を踏まえた上で、検査の必要性と被制約利益との間の衡量を行い、令状主義による規律を要するか否かについて検討するという方法であり、実質的には、比例原則を通じて、被制約利益の大きさに見合う制御方法をとるべきとの発想を採っている²⁾。このことは、被制約利益が大きければ個別事件ごとに司法府の事前審査を求める「重い手続」を要求することを示唆する(令状主義を採用するか否か自体が、比例原則によって決せられることを意味する)。本件では、被制約利益が小さく、必要性と衡量すべき検査態様も相当といえる程度の均衡を保っており、令状主義の採用を要しないと判断したということだろう。

二 税関検査の目的について、旧所得税法に規定する収税官吏による検査は憲法 35 条の法意に反しないとした川崎民商事件最高裁判決³⁾、工作物使用禁止命令に違反する工作物への立入検査を憲法 35 条の法意に違反しないと判断した成田新法事件最高裁判決は⁴⁾、当該検査が「刑事責任追及のための資料収集に直接結び付く作用」を「一般的に有する」か否かを検討した。本判決もその点は同様である。ここにいう「刑事責任追及のための資料収集に直接結び付く作用」とは、検査対象から、犯罪の事実が発覚し、それが刑事責任追及のための証拠として用いられる蓋然性が高い場合を意味し、この作用を「一般的に有する」とは、検査対象が広く一般人ではなく、特に犯罪の嫌疑を受けるような特定の者に限定されている場合を意味する⁵⁾。本件税関検査について、最高裁は、①国際郵便物に対する検査一般が刑事責任追及の

ための資料収集と直接結び付いているわけではなく、②その検査目的に照らして広く一般人を対象としており、特に犯罪の嫌疑を受けるような特定の者に限定されているわけではないものと評価したと読み取れよう。確かに、国際郵便物一般への検査については、本判決と同様の評価をなす。しかし、特に TDS 検査以降は、機能的には刑事責任追及と直接に結び付きうる上に、犯罪の嫌疑を受けている特定の郵便物に限定して実行している点で、①②の評価が該当するのかわきという問いは残る。これに対しては、行政目的での税関検査により、不審事由が発見され、嫌疑の有無や嫌疑の内容を具体化するための更に確認を行うことが、行政検査のスキームの中で織込み済みだという説明をなす。対象物の分別ができなければ、行政上の処分を行うべきか否かの判断ができないからである。犯罪捜査と目的が併有されていても、特段の正当化は要しないということである。本件検査の全過程を「行政上の目的を達成するために必要かつ相当な限度での検査」だと最高裁が評価していることは、このような理解を示唆する（最決平 16・1・20 刑集 58 卷 1 号 26 頁参照）。

三 被制約利益の保護の必要性が低下しているとの説示は、比例原則の枠組みの中で、令状主義による保障の要否を決するにあたり、被制約利益の内容と制約の程度を測定する必要があることを意味する⁶⁾。まず、プライバシーについて、本判決は国際郵便物の「プライバシー等への期待はもともと低い」とした。荷送人・荷受人の承諾なく、捜査機関が宅配便業者から宅配便小包を借り受けてエックス線検査を行った事案について、最高裁が「荷送人や荷受人の内容物に対するプライバシー等を大きく侵害するものであるから、検証としての性質を有する強制処分当たる」と説示したことと対照的である⁷⁾。要保護性が低下する理由として、国際郵便物に対する税関検査は国際社会で広く行われていることが挙げられているにとどまる。国際社会で国際郵便物に対して税関検査が行われていること自体が、第三者による郵便物へのアクセスの可能性を意味し、プライバシー等の保護に対する期待を低下させているという論理だろうか⁸⁾。もっとも、国際郵便物の税関検査の場合、一般人による内容物へのアクセスの可能性はなく、もっぱら税関職員による内容物へのア

クセスの可能性があるととどまる点で、プライバシー等の要保護性の判断の質が異質である。最高裁の理解によれば、プライバシー等の要保護性は、(a) 一般的なアクセス可能性によって類型的に判定される場合と、(b) 属人的に「税関職員との関係での要保護性の有無」という形で個別的に判定される場合があり、いずれの場合もプライバシー等の要保護性が低下するという点だろう。(b) の論理を徹底すると、公道上の交通検問や警戒検問も、「国内でしばしば行われていることから、警察官との関係でプライバシー等の要保護性が低下しているので、許容される」という論理で説明されうるが、それは意図した帰結なのか問われよう⁹⁾。アメリカ合衆国の連邦最高裁判例は、国境における国際郵便の内容確認を許容する際に、プライバシーの要保護性が低下しているとまでは明示的には評価していない¹⁰⁾。封緘物たる郵便について、定型的にプライバシーの保護の必要性が低下していると宣言することには慎重だった可能性があり、本判決の踏み込んだ説示と対照的である。この点は更に後述する。

次に、占有の制約について、本判決は、発送人・名宛人に対する直接的物理的な占有への制約を伴っていないと評価している。上述の最高裁平成 21 年決定が、宅配便小包に対するエックス線検査において捜査機関が宅配便業者から借り受けていた点について、荷送人・荷受人の占有の利益が制約されていると特に評価していなかったことと通底する。しかし、エックス線検査の事案と異なり、本件では郵便物を開披して、ボトルから内容物を特定するために「必要最小限の見本」を採取している。郵便物の開披は上述のプライバシー等の要保護性の低下で説明するとして、見本採取は正当化できるか。郵便事業株式会社は、内容物を自由に処分する権限までは有さないものの、郵便法 33 条が危険物の処理を認めるなど、一定条件の下では内容物の処分権限をも有する。また、見本採取は、「必要最小限」の採取であり、かつ意思の制圧等を伴った形で物理的に占有を排除する態様ではないことに照らして、占有の実質的な侵害の程度は大きくはないと評価したことが読み取れる。ここから 2 つのことが導ける。第 1 に、川崎民商事件最高裁判決は、検査を拒絶した場合の罰則の存在を通じて間接強制を行うこととの対比で、「直接的物理的な強制」と同視すべき程度

ではない旨を説示していた。しかし、本件では、被処分者と相対して実力を行使していないこととの対比で「直接的物理的な強制」がないとの評価をしており、実質的な被処分者（発送人・名宛人）が知らぬ間に、被処分者の意思決定を何ら介入させていない点において川崎民事事件等の事案と異なる。「直接的物理的」ではないとされる場合が、本判決において広げられたといえる。第2に、刑訴法上は、量の多寡にかかわらず、あるいは被処分者に対して有形力等を行使するような直接的物理的な占有排除であるか否かにかかわらず、被処分者の承諾なく占有を剥奪する場合には強制処分たる「差押え」に該当する。しかし、本判決は、「必要最小限」であり「直接的物理的」ではないことから、令状主義を要しないとしている。このことは、占有剥奪行為であっても、刑事手続と異なり、行政目的の場合には占有剥奪の態様が更に立ち入って検討されることを意味し、それにより刑事手続と比べて占有剥奪行為に対する令状主義の射程が狭まることを帰結する。

更に、本件では内容物を鑑定しているが、これに令状が要求されないのかが問われうる。占有の剥奪が正当化された対象物について、更に内容を精査する処分は、刑訴法上も「必要な処分」として差押えの付随的措置として許容されるとの理解が実務上多数である¹¹⁾。そのため、本件で占有の剥奪が正当化されたと評価されている以上、鑑定を特に問題視する必要なしということだろう。本判決において、占有の取得以降の手続に対する具体的な検討がなく、鑑定がプライバシー・占有への制約と一体のものとして検討されているのも、鑑定等がいずれも付随的な措置にとどまるとの理解の現れだと思われる。

四 本判決は、「税関検査の目的には高い公益性が認められ、大量の国際郵便物につき適正迅速に検査を行って輸出又は輸入の可否を審査する必要」と、上述の要保護性の低下した被制約利益を衡量した。これは、アメリカ連邦最高裁判例の行政調査に関する判断枠組み及びこれを受けた国境での無令状捜索に関する学説の主張に類する¹²⁾。税関における旅行者の所持品検査は、検査実施の告知があり、旅行者は所持品を調整して対応しうるため、開示する情報の範囲を被処分者自らが設定する機会がある。その点で、プライバシーの要

保護性が低下するとの論理は成り立ちうるかもしれない¹³⁾。国際郵便でも、税関検査の告知がある場合は、同様の論理が成り立ちうる。しかし、本判決は検査の告知の有無に触れず、国際郵便一般に対して説示しているかのようにも読める。最高裁は、無令状での鑑定とそのために必要な処分を正当化するために、プライバシー及び占有の要保護性の低下を宣言せざるを得なかったのかもしれないが、過度に射程の広い論理に基づいてないかは疑問とする余地が残る。

●—注

- 1) 貨物表面等に付着した微粒子をワイブ材と呼ばれる拭取り剤で拭き取り、採取物質を質量分析技術で解析する。
- 2) 川崎民事事件最高裁判決に関する、石川健治「判批」租税法判例百選〔第4版〕(2005年)208頁以下、209頁参照。なお、岸野薫「本件判批」新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-011231465 (Web版2017年3月3日掲載)参照。
- 3) 最大判昭47・11・22刑集26巻9号554頁。
- 4) 最大判平4・7・1民集46巻5号437頁。
- 5) 木谷明「判解」最判解刑事篇昭和56年度(1985年)319頁以下、323頁。また、香城敏磨「特別刑法と憲法」伊藤栄樹ほか編『注釈特別刑法(1)総論編』(立花書房、1985年)125頁以下、138頁、笹倉宏紀「自己負罪拒否特権」法教265号(2002年)103頁以下、104頁参照。
- 6) 憲法35条の保障の趣旨が、住居の不可侵や私人のプライバシー保護にあるとするならば、侵害目的が刑事目的か行政目的かの区別は重要ではなく、むしろ検査の態様や被制約利益等の考慮事情こそが「決定的」だとするものに、曾和俊文「税務調査判例の展開と行政調査論」論究ジュリ3号(2012年)47頁以下、50頁。
- 7) 最決平21・9・28刑集63巻7号868頁。
- 8) 最決平20・4・15刑集62巻5号1398頁が、公道上やパチンコ店内において捜査機関が被疑者をビデオ撮影した事案について、「通常、人が他人から容ぼう等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所におけるものである」とした。
- 9) 最判昭55・9・22刑集34巻5号272頁参照。
- 10) *United States v. Ramsey*, 431 U.S. 606 (1977).
- 11) 押収物が電磁的記録媒体である場合につき、玉本将之・別冊判タ35号(2013年)150頁以下、151頁参照。
- 12) *Camara v. Municipal Court*, 387 U.S. 523 (1967). See also, Note, 77 YALE L.J. 1007, 1011-1012 (1968).
- 13) 自動速度測定装置に関して、取締りの予告掲示が相当性要件に含まれるべきだとするものに、酒巻匡「判批」刑訴法判例百選〔第5版〕(1986年)31頁。